

平成 27 年 5 月 1 日

各 位

会 社 名 中央自動車工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 坂田 信一郎
(コード番号 8117 東証第二部)
問合せ先 常務取締役総務本部長 藤井 俊和
電話番号 (06)6443-5807

内部統制システムの基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 30 日開催の取締役会において、下記のとおり「内部統制システムの基本方針」を一部改定することを決議いたしましたのでお知らせいたします(改定箇所は下線で示しております)。

記

〈内部統制システムの基本方針〉

1. コンプライアンスを基本とする企業風土の確立

取締役および従業員が、当社の企業理念・基本方針・基本戦略・行動指針を共有し、コンプライアンスに基づき、円滑なコミュニケーションを通じて、問題の早期発見・早期解決を指向する。

2. 内部統制システムの体制

①取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会規則に基づいた取締役会の運営状況および取締役の職務執行状況の確認を実施しております。
- ・当社の「行動規範」を「コンプライアンスマニュアル」に定めて、定期的な研修の実施を行い、その遵守体制の確立を図っております。
- ・コンプライアンスに関する社員の苦情相談・通報窓口の設置ならびに、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する等、遵守体制の整備に努めております。
- ・法改正、業務変革等に対応した就業規則、業務マニュアルの改訂・整備を実行しております。
- ・社長の直轄である内部監査室を設置し、内部監査とコンプライアンス遵守を主眼とした内部監査を行っております。
- ・監査結果については取締役会、および監査役会への適切な報告と連携強化を進めております。

②業務の適正を確保するための体制

a. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会、経営推進委員会の議事録の作成と管理保存する体制を構築しております。
- ・稟議書・報告書等の権限規程に基づく決裁状況の確認と管理保存する体制を構築しております。
- ・権限規程、文書管理規程等各種規程の適宜見直しを進めております。
- ・業務上取扱う情報や知り得た情報を適切に保存・管理する観点から、「情報システム利用規程」、「個人情報保護管理規程」、「内部通報規程」、「インサイダー情報管理規程」等の社内規程を定め、適切な情報管理の運用を行っております。

- b. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制(リスク管理体制)
- ・リスクマネジメント委員会を設置し、早期発見・早期対策の方針の下、当社グループのリスクに関する事象への全社的対応を行っております。
 - ・業務の環境変化に応じた各種規程・マニュアルを整備するとともに、リスク発生を未然に防止するための管理体制の構築を図っております。
 - ・災害・事故等の発生時に、適切かつ迅速に対応する危機管理マニュアルの作成等の体制強化を進めております。
 - ・「安全技術室」を設け、当社取扱い商品の品質・安全性の検証を行っております。
- c. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・毎月定例の取締役会を開催し、重要事項の決定を行うとともに、各取締役から業務目標の達成状況、課題解決のための取り組み等の報告をさせることにより、業務執行状況の監督等を行っております。また、全社方針や予算計画を使用人に周知徹底するため、定期的な経営会議を開催しております。
 - ・業務分掌規程により、各担当取締役の職務の明確化を実施しております。
- d. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ・当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、当社取締役会に定期的な報告を求め、共通の経営理念の下で事業目的を遂行しうよう指導・助言し、法令や企業倫理を守るコンプライアンス体制の共有を確立しております。
 - ・当社は、グループにおける業務の適正な運営に努めるため、①関係会社の職務の執行に係る事項の報告に関する体制、②損失の危険の管理に関する規程その他の体制、③職務の執行が効率的に行われることおよび法令や定款に適合することを確保する体制を構築するなどを目的に、「関係会社管理規程」を定めます。
- ③監査役¹の職務の執行に関する体制
- ・監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項監査役¹の職務を補佐すべき、内部監査その他の使用人を監査役から求められた場合には、監査役と協議の上、配置します。
 - ・監査役¹の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項当該使用人の考課、異動などに係る決定には監査役¹の事前の意見を得ることとし、取締役から独立して業務を行うよう監査役¹が指示できる体制をとるものとします。
- ④当社グループの取締役・監査役および使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
- ・監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、予算会議、経営会議等重要な経営会議に出席するとともに、主要な稟議その他業務執行に関する重要な文書を閲覧、必要に応じて、当社グループの役員または使用人に説明を求めることとし、役員、使用人は遅滞なく監査役会に報告するものとします。
 - ・当社は、グループの役員、使用人が法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社に損害をおよぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当社監査役、または監査役会に報告するものとします。
 - ・当社は、監査役へ報告を行った通報者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を徹底するものとします。

⑤その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・社長は、監査役会や会計監査人と適時適切に会合を持ち、対処すべき課題や監査上の重要課題について意見を交換するものとします。
- ・監査役は、内部監査室と緊密な連携を保つとともに、管理部門その他の各部に対しても、必要に応じ、協力を求めることができるものとします。
- ・当社は、監査役がその職務について、当社に対し、会社法388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用を負担するものとします。

⑥財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・経理部および内部監査室は、当社の財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制を構築しております。
- ・内部監査室は内部統制システムと金融商品取引法およびその他の関係法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行っております。

⑦反社会的勢力排除に向けた体制

- ・当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした姿勢で対応します。その体制として、コンプライアンスマニュアルに「反社会的行為への対抗に関する行動指針」を定めるとともに、対応部署を総務部および内部監査室とし、不当要求には、警察や弁護士等の外部専門機関と連携する協力体制を整備しております。

以上